

有害物質使用特定施設の廃止に伴う 土壌汚染対策法の手続きのご案内

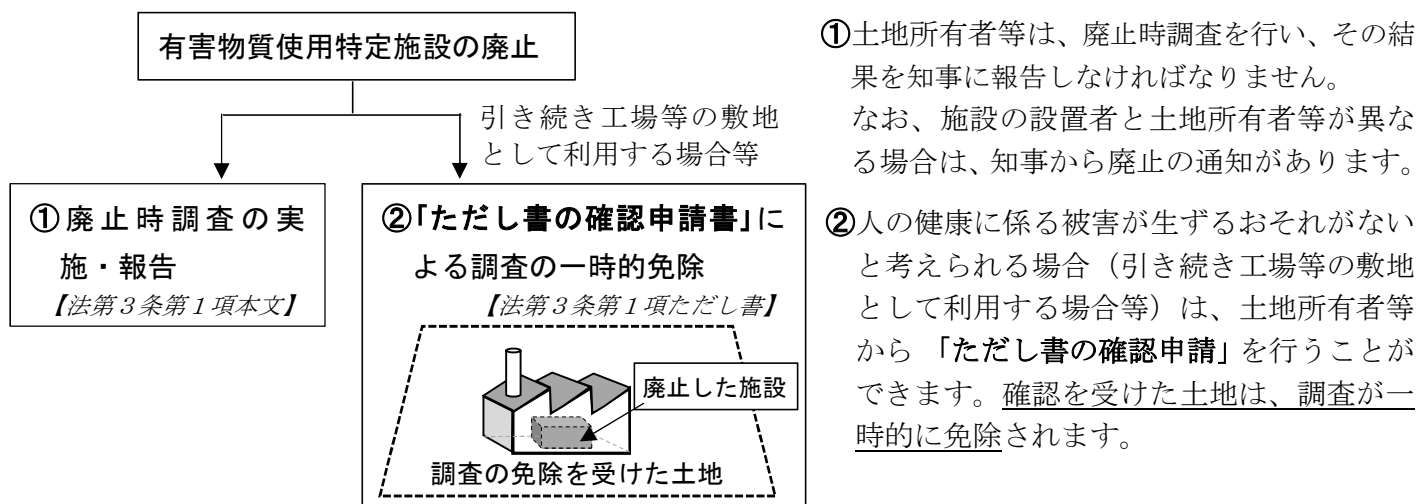
土壌汚染による環境リスクを管理するためには、土壌汚染に係る土地を的確に把握する必要があります。土壌汚染対策法では、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえ、土壌の汚染状況を調査することとしています。

調査を行う機会の一つとして「有害物質使用特定施設^{※1}」に係る工場又は事業場の敷地の土地所有者等は、調査を行う必要がありますので、その手続きについてご案内します。

※1 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質(土壌汚染対策法施行令第1条)を使用等するもの

■有害物質使用特定施設を廃止するときは…

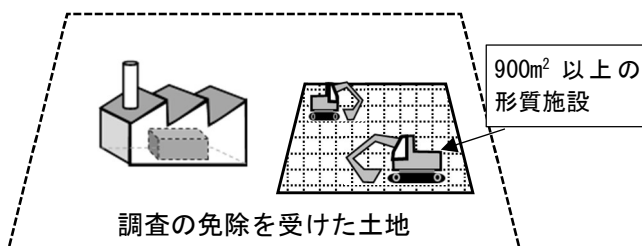
有害物質使用特定施設を廃止するときは、その工場・事業場の土地所有者等は、土壌調査を行う必要があります。ただし、引き続き工場・事業場として利用する場合等は調査を一時的に免除することができます。



■ただし書の確認を受けた後（調査が免除された後）は…

ただし書の確認を受けた後に、次の事項が生じたときは、必要な手続きを行ってください。

1 土地の形質変更（面積 900㎡以上）を行うとき



○900㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、県知事あてに「一定の規模以上の土地の形質の変更届」の届出が必要です。

○形質変更を行う土地について、必ず土壌調査を行い、結果を報告しなければなりません。

【法第3条第7項】

2 土地所有者等が変わるとき（譲渡、相続、合併等による承継時）

○所有権の譲渡、相続、合併等により土地所有者等が変更したときは、新たな土地所有者等に土地所有者等の地位^{※2}が承継されます。

○新たな土地所有者等は、「承継届」を県知事に届出する必要があります。

○旧土地所有者等は、新たな土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の設置状況等の調査に必要な情報を適切に引き継ぎましょう。

※2：土地所有者等の地位には、土壌調査の義務があること、調査が一時的に免除されていることがあります。

【法規則第16条】

3 土地の利用方法が変わるとき

○土地の利用方法を変更する場合には、「土地利用方法変更届出書」を届出してください。

○改めて「廃止時調査」が必要になります。

【法第3条第5項】

【相談窓口】

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター環境部	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-1	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域 県政総合センター環境部	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域 県政総合センター環境部	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県県西地域 県政総合センター環境部	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)
一般的事項	神奈川県環境農政局 環境部環境課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4123 (直通)

※ 次の 10 市の区域については、当該市の土壌汚染担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

【関係法令条文（抜粋）】

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

法第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2～4（略）

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6（略）

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

規則第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

2・3（略）

4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により 都道府県知事に届け出なければならない。

具体的な内容や届出の必要書類（様式）はHPに記載しています。

神奈川県 HP > くらし・安全・環境 > 生活と自然環境の保全と改善 > 開発規制・生活環境の保全 > かながわの土壌汚染対策

